政令第百三十七号

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第五条の二第二項（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十六条（同法第二十六条及び第二十六条の五において準用する場合を含む。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項及び第三十四条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十九条の三並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第百一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第一条　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「平成二十六年四月」を「平成二十七年四月」に、「四万八百九十円」を「四万二千円」に改める。

第二条の四第二項中「〇・〇一八〇五二〇」を「〇・〇一八五四三四」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「平成二十六年四月」を「平成二十七年四月」に、「三万三千百三十円」を「三万四千三十円」に、「四万九千七百五十円」を「五万千百円」に改める。

第九条の二中「平成二十六年四月」を「平成二十七年四月」に、「一万四千百円」を「一万四千四百八十円」に改める。

第十条の二中「平成二十六年四月」を「平成二十七年四月」に、「二万五千九百二十円」を「二万六千六百二十円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「平成二十六年四月」を「平成二十七年四月」に、「一万四千百円」を「一万四千四百八十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十七年三月以前の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当については、なお従前の例による。

3　第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第二項の規定は、平成二十七年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十八号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第七十二条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第二十三条）
第二章　経過措置（第二十四条―第二十六条）
附則

第一章　関係政令の整備等

（医療法施行令の一部改正）

第一条　医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第六条の三」の下に「、第七条第五項」を加え、「並びに第三十条の十二」を「、第三十条の十二第一項、第三十条の十三第一項、第三十条の十四第二項、第三十条の十五第一項並びに第三十条の十六第二項」に改め、同条第三項中「第三十条の十二」を「第七条第五項、第三十条の十二第一項、第三十条の十三第一項、第三十条の十四第二項、第三十条の十五第一項及び第三十条の十六第二項」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第二条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条の十五」を「第三十七条の十六」に改める。

第一条中「第百十五条の四十八」を「第百十五条の四十九」に改める。

第三条の見出し及び同条第一項中「及び第八条の二第二項」を削る。

第十六条第一号中「が同項に規定する百分の九十」の下に「（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては、百分の八十。以下この条から第十八条までにおいて同じ。）」を加える。

第十七条中「同条第四項」を「法第四十四条第四項」に改める。

第二十二条の二第一項中「第五十条」を「第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては八十分の百、法第五十条第一項」に、「あっては、」を「あっては」に、「同条」を「同項」に、「市町村特例割合」を「第一市町村特例割合」に改め、「得た割合」の下に「、同条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百を同項に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第二市町村特例割合」という。）で除して得た割合」を加え、同条第二項中「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）」を「被保護者」に、「次項及び第五項」を「次項、第五項から第七項まで」に改め、同項第一号中「第五十条」を「第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては八十分の二十、法第五十条第一項」に、「あっては、」を「あっては」に、「市町村特例割合」を「第一市町村特例割合」に改め、「で除して得た割合」の下に「、同条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百から第二市町村特例割合を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合」を加え、「第八項」を「第十項」に改め、同項第三号中「第二十九条の二第二項、第三項及び第五項」を「第二十九条の二の二第二項、第三項及び第五項から第七項まで」に、「第六十条」を「第五十九条の二の規定が適用される場合にあっては八十分の二十、法第六十条第一項」に、「あっては、」を「あっては」に、「同条」を「同項」に、「第二十九条の二の二第一項」を「第一市町村特例割合」に、「。第二十九条の二」を「、法第六十条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百から同項に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二の二第一項において「第二市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合。第二十九条の二の二第三項、第四項及び第十項」に改め、同項第四号中「第二十九条の二第三項」を「第二十